

《参考 1-2-4-5》 浄水場水道施設の被害（例）引用文献 4

施設名	被害	被害の原因	
貯水・取水施設	土堰堤崩壊 堰堤遮水壁（リップラップ）の崩壊 取水口閉塞	基礎地盤の液状化 支持力の低下、風化花崗の崩落 地盤変状による剥離滑り	策提の強度低下 提体の浸潤線の上昇 接着力の不足、地震動
浄水施設			
フロック形成池	伸縮目地の伸縮量不足	構造物の変位	構造的固有周期の相違
薬品沈殿池	排泥弁室漏水、集泥設備の水没 伸縮目地の損傷 傾斜管・傾斜板の損傷、落下	隣接配管等からの漏水 構造物の変位 地震時慣性力・動水圧	構造物と管の定着不足 伸縮可撓管の設備不備
急速濾過池	流出渠壁に亀裂発生 洗浄排水管損傷、表洗管破損	構造物の変位 伸縮可撓管の設備不備	躯体の断面・鉄筋の不足
緩速濾過池	集水装置破損濾材流出、クレータ現象、伸縮目地損傷	経年劣化による強度不足 構造物の変位	
排水処理設備	脱水機の支柱に亀裂 法面崩落に伴う建屋使用不能	荷重強度不足 地震による斜面地滑り	
その他の設備	ポンプ室壁に亀裂 場内配管の沈下、蛇行、漏水 薬品貯留槽破損、電機計装破断 無銭鉄塔のズレ	構造物の変位 斜面の側方移動 支持金物等の損傷破損 構造物の変位	伸縮可撓管、耐震管の不使用
管理棟	柱・梁等に亀裂 クレーン支柱に亀裂	構造物の変位 荷重強度不足	RC柱の斜材（プレス）の不足
ポンプ場	柱・梁等に亀裂、場内配管からの漏水、クレーン支柱に亀裂	構造物の変位 荷重強度不足	伸縮可撓管、耐震管の不使用
配水池	池内伸縮目地部で縦亀裂 接合井取付部の離脱、水流出 底板に亀裂、隔壁崩壊	構造物の変位 構造物の変位 構造物の変位	伸縮可撓管、耐震管の不使用

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）

I. 業務 6 II. 業務 7, 8

IAP 5. 地域住民への情報発信補助

一主に市町村から地域住民への情報発信について技術的な補助を行う。

《様式 1-2-5-1》 飲料水確保情報表

被害	地区名		
	A 地区	B 地区	C 地区
断水			
時間給水			
配水車			
その他			

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 8、II. 業務 9

ICS 3. 保健所外の情報収集機能

IAP 1. 医療機関、消防署等からの人的被害情報収集の開始

－医師会などと連携した地域医療機関の被災状況、診療状況の把握に努める。

《様式 1-2-2-2》 被災者の症状

《参考 10》 広域災害・救急医療情報システム

－市町村と協力した救護所、福祉避難所の開設状況の把握

《様式 1-3-1-1》 避難所支援活動報告書

活動年月日		活動場所			
避難所状況	避難者 名		従事者 名		
			市町村職員	その他の職員	ボランティア
			名	名	名
相談区分 (実人数)	乳幼児	妊産婦	高齢者	感染症	その他
特記事項					

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 7、II. 業務 5

IAP 2. 市町村（保健センター）との連携による健康被害および関係者情報収集

－市町村（保健センター）と連携し、正確な健康被害と関係者情報の収集に努める。

《様式 1-2-2-1》 被災者規模一覧

《様式 1-2-2-2》 被災者の症状

《様式 1-2-2-3》 水道種類別の健康危機事例数と健康被害事例数

IAP 3. 県庁主管部局（薬務水道課）との連携による広域的な情報収集

－県庁主管部局（薬務水道課）と連携し、広域的な危機管理情報の収集に努める。

《参考資料 1》 飲料水 ICS フローチャート

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 2、業務 3 III. 業務 2

IAP 4. 原因物質について衛生研究所からの情報収集

－原因物質について、必要があれば衛生研究所から情報を収集する。

《様式 1-3-4-1》 起因物質に関する情報（化学物質の場合） 引用文献 45

- | |
|---|
| 1 毒性:不明 <input type="checkbox"/> 固体 <input type="checkbox"/> 液体 <input type="checkbox"/> 色:有() 無色 <input type="checkbox"/> 臭い:有 <input type="checkbox"/> () 無臭 <input type="checkbox"/> |
| 2 物質名、商品名、用途、製造製品など(不明 <input type="checkbox"/>) |
| 3 検知機関等 検知なし <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> (機関名) |
| 4 検知器名 検知なし <input type="checkbox"/> () |

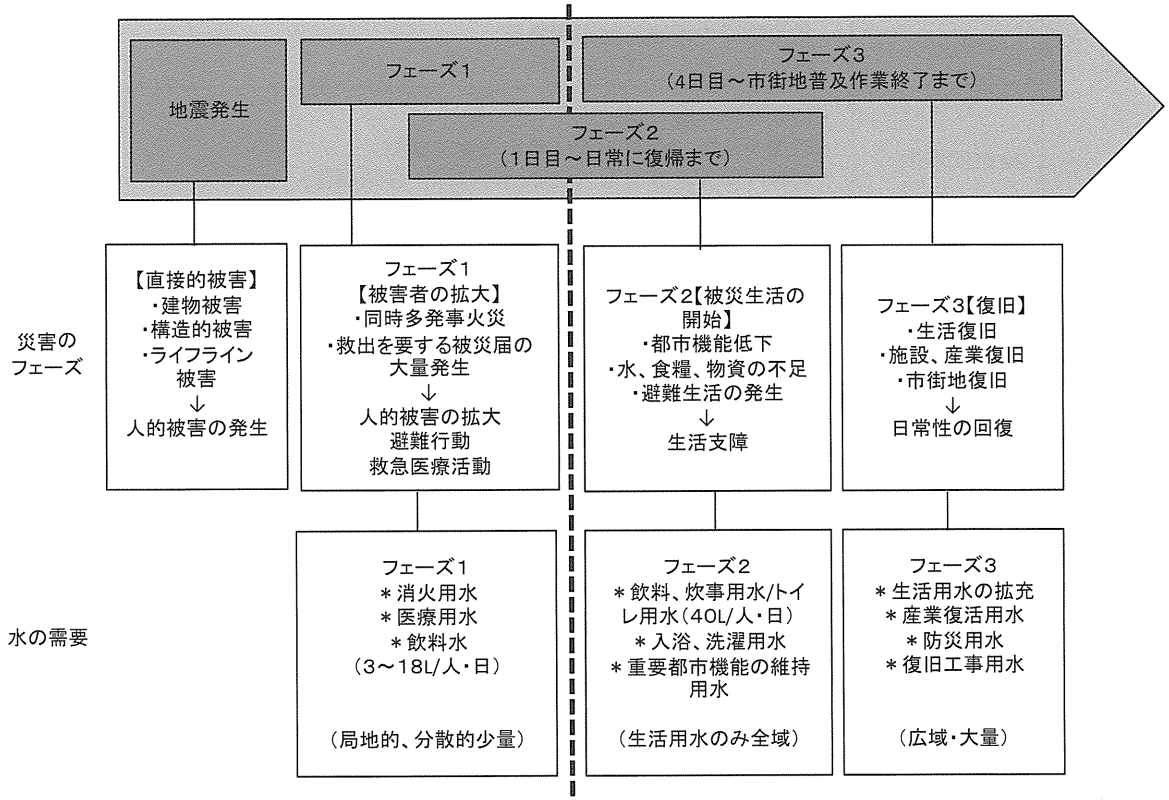
《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 3、II. 業務 4

ICS 4. 保健所による直接支援機能

LAP 1. 市町村（水道事業者）に対する被害拡大防止の技術的補助

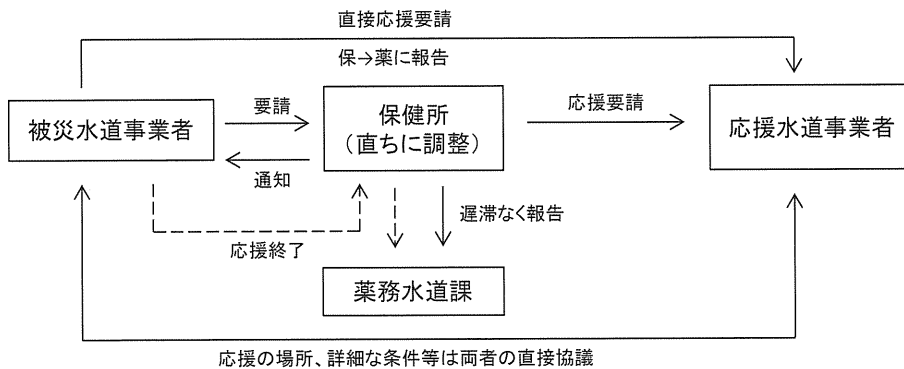
ー市町村（水道事業者）に対する被害拡大防止の技術的補助を行う。

《様式 1-4-1-1》 時系列における被災状況と水需要との対応（例） 引用文献 32

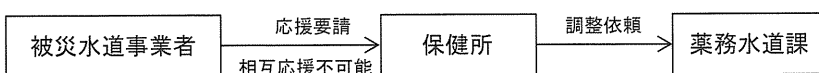


《参考 1-4-1-2》 相互応援に関する調整（管内）

（保健所管内で相互応援が可能な場合）



（保健所管内で相互応援が不可能な場合）



《参考 1-4-1-3》東京都事業継続計画における重要業務で水需要に関わる主な項目

復旧目標	業務内容
直ちに	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設をはじめとした入所施設における入所者の安全確保、医療継続 ・入院患者等の安全確保 ・給水対策本部の設置、運営
1 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・救急物資の調達・輸送調整等 ・院外傷病者の受け入れ開始
24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・給食業務（職員用） ・避難所及び二次避難所に関する連絡調整 ・災害時要援護者対策（避難所の確保・移送調整） ・応急給水活動
3 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康管理支援 ・保健衛生対策等 ・医療用資機材の不足分調整 ・患者用、職員用食料の不足分調達 ・食料品（炊出用）の調達 ・首都中枢機関への水道管路復旧
1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の段階的復旧

《参考 1-4-1-4》震災発生後の市民生活状況の経時変化（神戸市）

期間	復旧の全般的状況	市民の生活状況	要望	水道局での必要な対応
第 1 週 1/17～1/23 (44%)	混乱期 (避難)	<ul style="list-style-type: none"> ○断水により困難 ○飲料水を確保できず不安 	<ul style="list-style-type: none"> ○生命維持用水が欲しい ○緊急用水が欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の確保
第 2 週 1/24～1/30 (56%)	自宅復帰開始 (生活仮復旧)	<ul style="list-style-type: none"> ○漏水して水が出ない ○応急給水の水量・頻度が不安定 ○復旧目途がわからず不安増大 	<ul style="list-style-type: none"> ○修復要望 ○生活用水が欲しい ○復旧目途を知りたい 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活用水の確保 ○適切な応急給水 ○適切な広報（復旧目途）
第 3 週 1/31～2/6 (69%)	社会生活復帰開始 (社会経済活動復旧)	<ul style="list-style-type: none"> ○他地区では通水し、不公平感 ○給水量・給水時間に不満 ○通勤再開で水汲みの人出が減り、運搬が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○早く自宅に通水して欲しい ○公平に復旧して欲しい ○応急給水の制約（量・時間）をなくして欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務用水の確保 ○公平な復旧 ○仮設給水栓の設置
第 4 週 2/7～2/13 (78%)	本格復旧活動開始 (本格復旧)	<ul style="list-style-type: none"> ○不公平感増大 ○運搬の限界 	<ul style="list-style-type: none"> ○一刻も早く自宅に通水して欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧完了 ○十分な応急給水
第 5 週 2/14～	通常生活復帰開始	<ul style="list-style-type: none"> ○がまんの限界 ○怒り 	<ul style="list-style-type: none"> ○いますぐ自宅に通水して欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅に通水（共用栓を含む）

- 《参考資料 1》 飲料水 ICS フローチャート
- 《参考資料 3》 北川班評価シート（平成 20 年度厚生労働科学研究北川定謙班）
- 《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 1－（1）④、
業務 1－（2）、業務 1－（3）、業務 1－（4）、業務 2－10
II. 業務 7

IAP 2. 市町村（水道事業者）に対する飲料水確保の技術的補助

－市町村（水道事業者）に対する飲料水確保の技術的補助を行う。

《様式 1-4-2-1》 復旧目標水量の経時変化（例） 引用文献 32

地震発生後	目標水量	主な給水の方法（水の運搬距離）
3日まで	3L/人・日	タンク車で運搬給水、耐震貯水槽からの給水（約 1 km 以内）
10日	20L/人・日	配水幹線付近設置の仮設給水栓から給水（約 250 m 以内）
21日	100L/人・日	さらに配水支線上設置の仮設給水栓給水（約 100 m 以内）
28日	250L/人・日	仮配管からの各戸給水や共有栓による給水（約 10 m 以内）

- 《参考資料 1》 飲料水 ICS フローチャート
- 《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト
- 《参考資料 3》 北川班評価シート（平成 20 年度厚生労働科学研究北川定謙班）
- 《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）
I. 業務 1－（1）③ II. 業務 3

IAP 3. 市町村（水道事業者）に対する施設復旧への技術的補助

－市町村（水道事業者）に対する施設復旧への技術的補助を行う。

- 《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト
- 《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 6 II. 業務 2

IAP 4. 衛生研究所と連携して原因物質の分析・特定

－衛生研究所と連携して原因物質の分析・特定を行う。

- 《様式 1-3-4-1》 起因物質に関する情報（化学物質の場合）
- 《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）
I. 業務 3 II. 業務 8 III. 業務 4

IAP 5. 在宅難病、精神患者等の要支援者に対する飲料水確保の直接支援機能

－支援が必要な在宅難病、精神患者等に対する飲料水確保の直接支援を行う。

- 《参考資料 9》 市町村災害時要援護者避難支援計画 参照

ICS 5. 地域レベルの医療総務機能

IAP 1. 地域緊急医療体制に必要な医療水の調達支援

－医療水の調達支援を行う。

《様式 1-5-1-1》 医療水の基本必要水量（例）引用文献 7

医療機関の治療内容	確保水量
透析治療を実施していない医療機関	20L/床/日
透析治療を実施している医療機関	150L/透析治療患者数/日

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 3》 北川班評価シート（平成 20 年度厚生労働科学研究北川定謙班）

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 9

IAP 2. 在宅患者支援に必要な機能との連携開始

－保健師を中心とした支援チームによる直接支援を開始する。

－生命維持に必要なライフライン（酸素、電気、医療機器）の確保を補助する。

《様式 1-5-2-1》 災害時要援護者支援一覧（例）

要援護者種別	条件等
高齢者	75歳以上の独居世帯者 75歳以上高齢者のみの世帯
要介護者	40歳以上で要介護認定3以上の者
視覚障害者	身体障害者手帳1、2級の者（視覚障害）
聴覚障害者	聴覚障害者2級以上の者
肢体障害者	身体障害者手帳1、2級の者（肢体不自由）
内部障害者	身体障害者手帳1、2級の者 （内部障害・日常生活活動制限者）
知的障害者	18歳未満の療育手帳所持者 18歳以上の療育手帳所持者のうち、程度がA以上のもの
発達障害者	療育手帳未取得または非該当の者で発達障害等の診断を受けた者 （障害福祉サービス利用または特別児童扶養手当受給者）
精神障害者	精神保健福祉手帳1級取得者
難病障害者	特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている者
その他自力非難が困難と認められる者	新生児、乳幼児、妊産婦
人工透析患者	
在宅医療機器を使用している者	在宅酸素療法

《様式 1-5-2-2》 要援護者リスト・個別計画の作成、共有（例）引用文献 39

区分	市		自主防災 組織	民生委員 児童委員	避難支援者	(福) 社会福祉協議会、 消防等の救援機関、 社会福祉施設等	
	福祉	防災					
要援 護者 リス ト	作成	◎	○	協力	協力	×	×
	共有	○	○	○	○	×	必要に応じ共有
個別 計画	作成	◎	○	協力	協力	協力	必要に応じ協力
	共有	○	○	○	○	○	必要に応じ共有

※主に実施：◎、実施：○

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

ICS 6. 外部関係機関などからの相談窓口機能

IAP 1. 医療関係者からの相談ホットラインの設置

ー医療関係者からの相談窓口を設置する。

《様式 1-6-1-1》 相談窓口受付表

日時	氏名等	相談区分	相談内容	備考 (措置等)	対応者名
	氏名 県内・県外 年齢 性別 その他	①健康に係る相談 ②それ以外の相談			

日付	相談項目	相談者区分		
		県内	県外	不明
/ から / 計				
		件	件	件

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

IAP 2. 住民からの相談窓口の設置と相談受付

ー住民からの相談窓口を設置する。

《様式 1-6-1-1》 相談窓口受付表

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《亜急性期における標準的 ICS/IAP》

【対応時期】

発災 48 時間～10 日程度：水道事業者との連携、保健所の積極支援、外部の支援を得て対応を行う時期で、施設自体は大方が回復の方向

《参考資料 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10》

【主な対応目標】

- ・保健所による直接支援機能のスムーズな実施
- ・関係機関とのシームレスな連携体制の推進
- ・地域医療機関に対する支援調整
- ・保健所が対応を受け持つ要支援者に対する直接支援
- ・原因調査の技術的補助の継続
- ・地域住民への情報発信補助の継続

ICS 1. 保健所内の指揮命令機能

IAP 1. 危機状況に応じた対応内容（体制と業務）の決定

ー対応可能な職員を ICS 機能別に配置する。BCP（事業継続計画）も参考にする。

《様式 1-1-1-6》 ICS 機能別職員配置表（飲料水）

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）Ⅰ. 業務 1、業務 5

《参考資料 8》 保健所 BCP 参照

IAP 2. 県庁主管部局（薬務水道課）との連携による指揮命令機能の確保

ー主管部局との情報交換により、被災の状況、外部からの支援状況を再評価する。

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）Ⅰ. 業務 3

ー機能別人員の過不足について検討し、必要なら支援を依頼する。

《様式 1-1-1-6》 ICS 機能別人員配置表（飲料水）

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 4》 飲料水危機発生時保健所業務（解説）Ⅲ. 業務 3

ー主管部局からの指示により、必要な追加情報について調査を行う。

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）Ⅰ. 業務 6

IAP 3. 市町村（水道事業者）との連携による指揮命令機能の確保

ー市町村（水道事業者）との情報収集を続ける。

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 3》 北川班評価シート（平成 20 年度厚生労働科学研究北川定謙班）

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）

Ⅰ. 業務 1－（1）②③④、業務 6、業務 7 Ⅱ. 業務 1、業務 4

IAP 4. ICS 2 以下の機能を効率的に運用するための指揮命令補助機能

ICS 2. 保健所外の指揮命令機能【市町村（水道事業者）】との連携による指揮補助機能

IAP 1. 市町村（水道事業者）との連携

－市町村（水道事業者）の現場活動の補助を行う。

《参考資料 1》 飲料水 ICS フローチャート

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 3》 北川班評価シート（平成 20 年度厚生労働科学研究北川定謙班）

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）

I. 業務 1－（1）② II. 業務 1

IAP 2. 慢性期の外部医療支援依頼の判断補助（各種医療隊等への要請判断）

－LAP 3 を行うために必要な情報収集に基づく依頼判断の補助を行う。

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

IAP 4. 原因調査の技術的補助（水および原因物質採取等）

－原因究明のための検体採取の補助を行う。

《様式 1-2-4-1》 採取検体検査表

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）

I. 業務 6 II. 業務 7, 8

IAP 5. 地域住民への情報発信補助

－主に市町村から地域住民への情報発信について技術的な補助を行う。

《様式 1-6-1-1》 相談窓口受付表

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 8、II. 業務 9

ICS 3. 保健所外の情報収集機能

IAP 1. 医療機関、消防署等からの人的被害情報収集の継続

－医師会などと連携し、医療機関の状況（診療状況）把握を続ける。

《参考資料 10》 広域災害・救急医療情報システム

IAP 2. 市町村（保健センター）との連携による健康被害および関係者情報収集

－市町村（保健センター）と連携し、正確な健康被害、関係者情報の収集に続ける。

《様式 1-2-2-1》 被災者規模一覧

《様式 1-2-2-2》 被災者の症状

IAP 3. 県庁主管部局（薬務水道課）との連携による広域的な情報収集

－県庁主管部局（薬務水道課）と連携し、広域的な危機管理情報の収集を続ける。

《参考資料 1》 飲料水 ICS フローチャート

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）

I. 業務 2、業務 3 III. 業務 2

IAP 4. 原因物質について衛生研究所からの情報収集

－原因物質について、必要があれば衛生研究所から情報を収集する。

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 3、II. 業務 4

ICS 4. 保健所による直接支援機能

IAP 1. 市町村（水道事業者）に対する被害拡大防止の技術的補助

－市町村（水道事業者）に対する被害拡大防止の技術的補助を行う。

《参考資料 1》 飲料水 ICS フローチャート

《参考資料 3》 北川班評価シート（平成 20 年度厚生労働科学研究北川定謙班）

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 1－（1）④、
業務 1－（2）、業務 1－（3）、業務 1－（4）、業務 2－10
II. 業務 7

IAP 2. 市町村（水道事業者）に対する飲料水確保の技術的補助

－市町村（水道事業者）に対する飲料水確保の技術的補助を行う。

《参考資料 1》 飲料水 ICS フローチャート

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 3》 北川班評価シート（平成 20 年度厚生労働科学研究北川定謙班）

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）

I. 業務 1－（1）③ II. 業務 3

IAP 3. 市町村（水道事業者）に対する施設復旧への技術的補助

－市町村（水道事業者）に対する施設復旧への技術的補助を行う。

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 6 II. 業務 2

IAP 4. 衛生研究所と連携して原因物質の分析・特定

－衛生研究所と連携して原因物質の分析・特定を行う。

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説）

I. 業務 3 II. 業務 8 III. 業務 4

IAP 5. 在宅難病、精神患者等の要支援者に対する飲料水確保の直接支援機能

－支援が必要な在宅難病、精神患者等に対する飲料水確保の直接支援を行う。

《参考資料 9》 市町村災害時要援護者避難支援計画 参照

ICS 5. 地域レベルの医療総務機能

IAP 1. 地域緊急医療体制に必要な医療用水の調達支援

－医療用水の調達支援を行う。

《様式 2-5-1-1》 医療機関

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《参考資料 3》 北川班評価シート（平成 20 年度厚生労働科学研究北川定謙班）

《参考資料 4》 飲料水危機発生時対応業務（解説） I. 業務 9

IAP 2. 在宅患者支援に必要な機能との連携

－保健師を中心とした支援チームによる直接支援を続ける。

－生命維持に必要なライフライン（酸素、電気、医療機器）の確保を補助する。

《様式 1-5-2-2》 災害時要援護者支援一覧

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

ICS 6. 外部関係機関などからの相談窓口機能

IAP 1. 医療関係者からの相談ホットラインの継続

－医療関係者からの相談窓口を続ける。

《様式 1-6-1-1》 相談窓口受付表

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

IAP 2. 住民からの相談窓口の設置と相談受付

－住民からの相談窓口を続ける。

《様式 1-6-1-1》 相談窓口受付表

《参考資料 2》 保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

《回復期における標準的 ICS/LAP》

【対応時期】 発災 10 日～4 週間程度：外部資源が撤退、各連携の解除、通常体制への移行が開始された時期で、通常この期間内に大半の危機は終息する
《参考資料 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10》

【主な対応目標】

- ・保健所による市町村への支援の継続の必要性の判断
- ・保健所が対応を受け持つ要支援者の通常医療への円滑な移行の支援
- ・防災計画下での系統的対応の終息時期の検討補助
- ・通常の公衆衛生活動に移行するための時期と課題の検討
- ・発災後の保健所活動内容についての評価及び再構築の開始

ICS 1. 保健所の指揮命令機能

IAP 1. 危機回復状況に応じた対応内容の決定

- －危機回復状況の把握により、保健所の通常業務への移行時期を判定する。(BCP の終了)
- －通常業務移行に伴う必要支援内容を検討し、主管部局に支援を要請する。

IAP 2. 県庁主管部局（薬務水道課）との連携による指揮命令機能の閉鎖

- －主管部局との情報交換を継続し、通常指揮命令系統への移行を行う。
- －必要な追加支援の内容と継続時期について依頼を行う。

IAP 3. 市町村（水道事業者）との連携による指揮命令機能の閉鎖

- －市町村対策本部（防災計画に基づく）との連携を解除する。

IAP 4. ICS 2 以下の機能を効率的に解除・移行・再開するための指揮命令補助機能

ICS 2. 保健所外の指揮命令機能【市町村（水道事業者）】との連携の解除

IAP 1. 市町村（水道事業者）との連携解除

IAP 2. 地域緊急医療、福祉状況からみた支援終了時期の判断

IAP 3. 外部からの市町村支援の終結時期の判断

IAP 4. 地域住民への情報発信

- －通常体制の医療、公衆衛生体制への移行時期の公表

ICS 3. 保健外の情報収集機能

IAP 1. 通常の医療機関からの情報収集体制への移行

IAP 2. 必要な事項に対する保健所の通常情報収集対応体制への移行

ICS 4. 保健所による直接支援機能

IAP 1. 市町村等に対する保健所の通常対応体制の再開

IAP 2. その他、医療機関等に対する保健所の通常体制の再開

IAP 3. 在宅難病、精神患者等の要支援者に対する直接支援機能の閉鎖

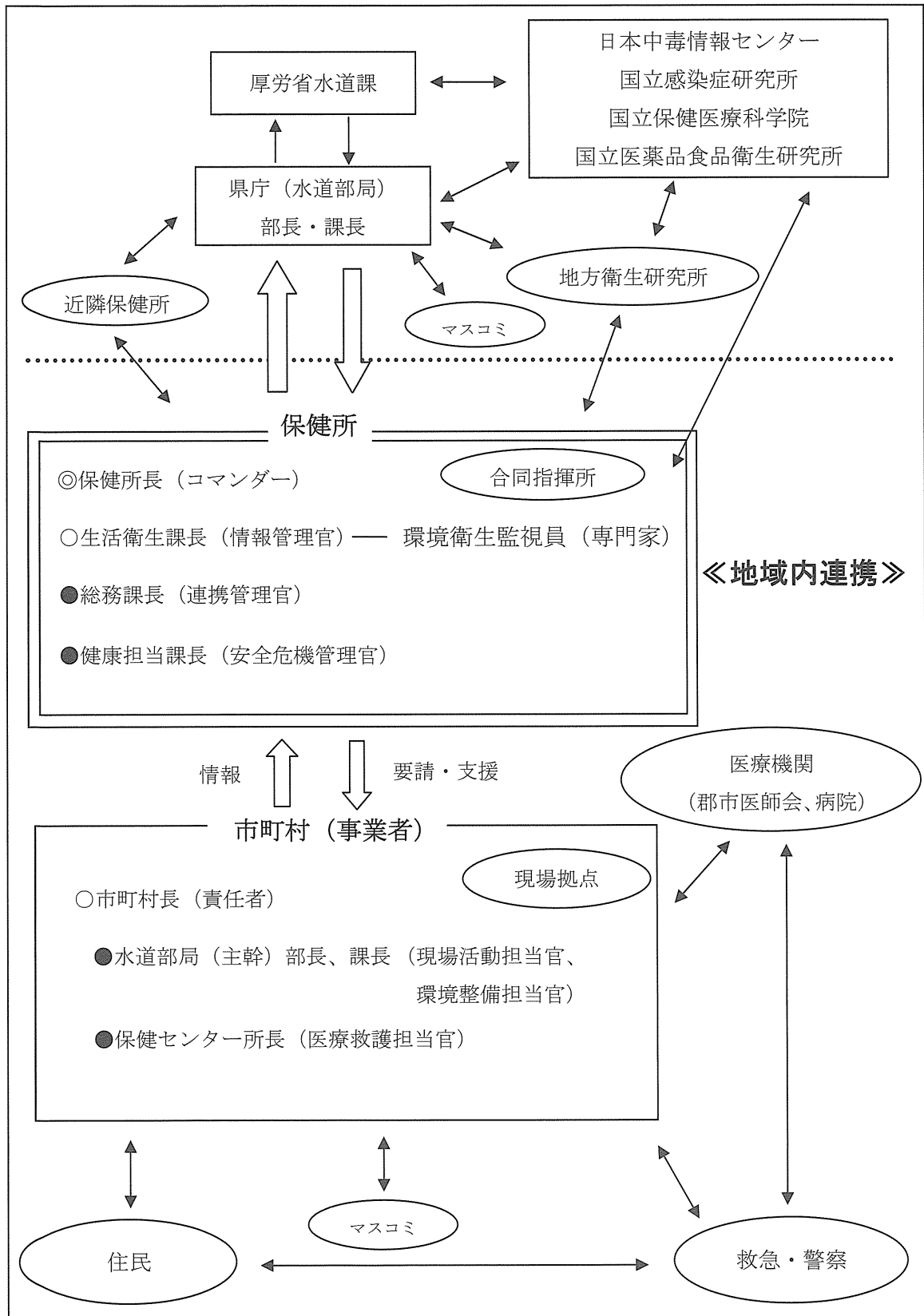
ICS 5. 地域レベルの医療総務機能

IAP 1. 通常地域レベルの医療総務機能の再開

ICS 6. 外部関係機関などからの相談窓口機能

IAP 1. 通常保健所の相談窓口対応の再開

飲料水 ICS フローチャート



保健所が使用する健康危機管理チェックリスト

(健康危機・発生時)

平成14年度厚生労働科学研究補助金健康科学総合研究事業

「地方保健医療行政機関における健康危機管理の在り方についての実証的研究」(文責 小窪 和博)

このチェックリストは、健康危機管理に際して保健所が最小限、網羅しなければならない項目のリストで、国の検討会のガイドラインを基に作成したものです。

健康危機・発生時チェックリスト 記録者 ()

日 時 分 * 不要の項目は _____ で消去

- : 危機発生確認
 - 危機の名称 ()
 - 危機発生日時 (年 月 日 : 発生)
 - 概要 [
 - 第一報 (月 日 :) 受付者 ()
 - 通報者 (tel.)
 -]
- : 危機発生報告
 - 保健所長 主管課長 ()
- : 関係所員連絡
 - 招集
- : 初動方針決定
 - 所内対策会議
 - 保健所長 主管課長 ()
- : 現時点で極めて重大な健康危機の可能性
 - なし 一類・新感染症 NBC事故・テロ その他
 - 少ない () () ()
 - ↓
 - 本庁報告 現地上部機関報告 関連機関報告
 - 医療確保 患者搬送 [広域搬送 特殊車両]
 - 職員派遣 消毒 検体採取・搬送 防護服
 - 住民への情報提供 住民避難への必要
- : 役割分担
 - (責任者)
 - (責任者)
 - (責任者)
- : 医療確保
 - 医療機関 () 受入患者数 () 人

- : 本庁（関係課）報告
 - 報告課名人名（ ） 報告実施者（ ）
 - 現地上部機関報告（ ）
- : 関係機関（情報の提供）
 - 医師会・医療機関 警察 消防 市町村 教育委
 - 近隣の保健所 労基署 （ ）
- : 現地調査（職員の派遣）
 - 現場（ ） 職員の安全確保
 - 検体採取 消毒
 - 連絡手段、携帯電話（No. ）
 - 関係機関（ ）
- : 情報収集
 - 被害状況 原因究明 対応状況
- : 患者状況 死者（ ）人
 - 患者数（ ）人（主症状 ）
 - 患者搬送〔 広域搬送 特殊車両 へり〕 消防確認
 - 特殊治療患者〔 人工透析 在宅酸素 （ ）〕
 - 災害弱者対策〔 寝たきり 障害者 （ ）〕
- : 体制（保健所内）の確認
- : 被害拡大防止
 - 新たな発生の危険（ ）
 - 住民（関係者）への情報提供 プライバシー
 - 住民避難の必要性〔 市町村 警察 消防〕 交通遮断
 - 他地域からの救護班 ボランティア （ ）
- : 現場調査
 - 記録の収集 聞き取り プライバシー （ ）
- : 検体採取
 - 必要な試料（種類 ） 適切な方法 職員の安全
 - 搬送方法（ ） 所要時間（ ） 委託先（ ）
- : 一連の行政措置確認
- : 本庁（関係課）報告
- : 関係機関（連携の確保）
 - 医師会・医療機関 警察 消防 市町村 教育委
 - 近隣の保健所 労基署 （ ）
- : 住民対策
 - 相談窓口 健康管理（診断） PTSD対策 （ ）
- : マスコミ対策
- : 情報・記録の確認
 - 情報の一元的な管理 時系列的な記録 （ ）

《参考資料3》

北川班評価シート（平成20年度厚生労働科学研究北川定謙班）

	具体的役割	標準的必要体制	対象期間		評価点				評価の基準・目安			
			保健所	事業者	A	B	C	D	A	B	C	D
有事対応 (危機発生時)	対応体制 (行政介入)	健康危機事例発生認識	迅速かつ的確な介入の判断 (所内対応体制の構築)	◎					マニュアルを活用し、判断した	マニュアルは作成済みだが、未使用	マニュアルの作成を検討中	なし
		関係機関との早期連携 注1)	◎					体制は確立されており、機能した	具体的な体制はできていた	体制はあるが具体的でなかった	なし	
	情報のチェック	情報の信頼性の確認 注2)	◎					マニュアルを活用し、確認した	マニュアルは作成済みだが、未使用	マニュアルの作成を検討中	なし	
	介入可能レベルの判断	外部応援依頼の判断	◎					マニュアルを活用し、判断した	マニュアルは作成済みだが、未使用	マニュアルの作成を検討中	なし	
	原因究明	情報収集	現地での積極的疫学調査の実施	◎	○				マニュアルを活用し、実施した	マニュアルは作成済みだが、未使用	マニュアルの作成を検討中	なし
		専門機関との連携	早期から専門機関との連携 (検討会)	◎	○				体制は確立されており、機能した	具体的な体制はできていた	体制はあるが具体的でなかった	なし
	具体的対応	広報・報道対応	市町村・関係機関と連携し、危機情報、安全確保対策を住民へ提供	◎	◎				体制は確立されており、機能した	具体的な体制はできていた	体制はあるが具体的でなかった	なし
			一元的対応体制の確保 (対マスコミ)	◎	◎				体制は確立されており、機能した	具体的な体制はできていた	体制はあるが具体的でなかった	なし
		情報収集	関係機関による正確な情報収集体制 (水質検査結果、半径500m以内の井戸の水質検査の実施等)	◎	◎				体制は確立されており、機能した	具体的な体制はできていた	体制はあるが具体的でなかった	なし
		救急医療体制	地域救急医療体制の稼働 救護要請	◎	○				体制は確立されており、機能した	具体的な体制はできていた	体制はあるが具体的でなかった	なし
水使用制限		改善の指示 (法36条)、給水停止命令 (法37条)、水道水の緊急応援 (法40条) の適切な運用 (理由の明示)	◎					体制は確立されており、機能した	具体的な体制はできていた	体制はあるが具体的でなかった	なし	
代替水の確保		早期な代替水の提供 注3)	○	◎					具体的なリストが作成されており、機能した	具体的なリストはできていた	リストはあるが具体的でなかった	なし
		緊急水質検査の実施 注4)	◎	◎					発生時と同時に実施	発生から半日以内に実施	半日以後に実施	なし
復旧体制		迅速な復旧対応、応急処置	◎	◎					マニュアルを活用し、実施した	マニュアルは作成済みだが、未使用	マニュアルの作成を検討中	なし
住民相談窓口の設置	初期窓口設置 (住民相談マニュアル) 特異的健康診断 (健康診断) 注6)	◎	◎					発生直後に対応した	発生当日中に対応した	翌日以降に対応した	なし	
事後対応	被害回復 (安全確認)	体系的追跡	初期情報 (標準的情報収集シート) との比較 専門家検討会への相談 (追跡内容、追跡期間など) 注7)	◎	◎				マニュアルに使い、設置した	マニュアルは作成済みだが、未使用	マニュアルの作成を検討中	なし
		規模に応じた対応	市町村の復旧計画の助言 (水質) 健康被害状況の最終確認と助言	◎	◎				迅速に比較、対応策を検討、対策を講じた	両者を比較、対応策を検討した	比較したのみ	なし
	事後評価	問題点の把握	対応の問題、体制の問題 (保健所、事業者) 注8) 関係者による検討 (外部評価体制) 注9)	◎	◎				外部専門家も加え、組織的に検討・対策	外部専門家も加え、組織的に検討した	内部担当部署のみで事後評価	なし
		公表	危機管理経過、評価結果の公表	◎	◎				すぐにすべての施設に対応	規模に応じて対応	規模に応じた不十分な対応	なし
									体制は確立されており、機能訓練においても機能	具体的な体制はできている	体制はあるが具体的でない	なし

◎:最も重要、○:重要

【実施にあたっての注意点】

- この評価表は都道府県型保健所が対象です。この表での水道事業者は原則、市町村の事業者を対象としています。
- 標準的必要体制の項目中、不必要な項目については、評価点欄を横線で消してください。
- 「有事対応」及び「事後対応」については、模擬訓練時の使用もしくは事件・事故が発生したものと仮定して実施してください
- 平常対応を除きます。
- この表での事業者は原則市町村であり、この評価表はあくまで都道府県型保健所が対象です。

【必要体制項目の注釈】

- 水道事業者、主幹課、警察、医療機関、消防等
- 危機発生に係るすべての情報
- マニュアルは保健所、事業者それぞれ保健所については、代替水の提供要請先の確認を含む
- 保健所は非戸水など事業者の管轄外の飲料水について実施
- マニュアルは保健所、事業者
- ヒ素、PCB、カドミウム等の重金属類による健康被害状況により健康診断まで実施
- 発生事例に対する安全確認のための専門家への相談
- マニュアルは保健所、事業者それぞれ
- 評価は主管課、地方衛生研究所、厚生労働省、国立感染症研究所、大学等

飲料水危機発生時対応業務（指針）

ICS: Incident Command System 補足

I. 保健所：危機管理の統括調整【合同指揮所】

健康危機が発生し、又は発生の恐れがある場合、保健所は情報収集および、その客観的分析から始め、セクター全体を統括調整する。

業務 1・・・飲料水の水質異常等発生に関する情報管理業務（危機発生確認・報告）

保健所長【合同指揮所最高責任者、コマンダー】は飲料水の汚染が原因となる健康危機情報を入手した場合には、生活衛生課職員【情報分析班、通信配備班、情報記録班】を情報収集の中心として、さらに詳細な健康危機情報を収集し、必要な危機管理業務を迅速かつ適切に行う。

* 根拠法・・・「水道法」「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」「地域保健法」

* 健康危機情報の定義・・・飲料水安全に係る健康危機情報とは健康被害の発生したものの他、健康への影響が懸念されるもの、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きいもの、もしくは広域にわたると懸念されるもの全てを含む情報と定義する。

業務 1-（1）原水の水質異常に関する業務

- ① 生活衛生課職員【情報分析班】は市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）等から飲料水の原水水質に異常が生じるなどの健康危機情報を入手した場合、直ちに生活衛生課長【情報管理官】に伝達する。生活衛生課長【情報管理官】は、直ちに保健所長【合同指揮所最高責任者、コマンダー】に危機発生報告をする。一方で、関係職員への連絡、招集を速やかに行う。
- ② 生活衛生課職員【情報分析班】は直接又は市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）等を通じて、水質異常の詳細な内容、浄水施設等への汚染水流入の有無、市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）等が講じた措置の内容について速やかに情報収集する。
- ③ 生活衛生課職員【情報分析班】は直接又は市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）等を通じて、次の事項について速やかに情報収集する。
 - ア) 給水不能になる恐れの有無及びそれを回避するために必要となる応援給水量及び期間
 - イ) 他の水道との間の緊急連絡管の整備等による代替管路給水の可能性
 - ウ) 合理的応援給水等
- ④ 生活衛生課長【情報管理官】は飲料水の原水水質に異常が生じた水道事業と同一の水源（河川等）から取水している他の水道事業者等がある場合には、直ちに関係する水道事業者（市町村）等に必要な情報を提供する。（当該事業者が他の保健所管内の場合は県庁を通して）

業務 1-（2）水道関連施設に生じた事故に関する業務

生活衛生課職員【情報分析班】は市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）等を通じて水道関連施設における事故の発生などの健康危機情報を入手した場合には業務 1-（1）①、②及び③に準じて対応する。

業務 1-（3）飲料水を原因とする食中毒の発生に関する業務

生活衛生課職員【情報分析班】は食品監視担当課、感染症担当課等から飲料水が原因あるいは原因と疑われる食中毒又は感染症の発生等の健康危機情報を入手した場合には業務 1-（1）①～④に準じて対応する。

業務 1-（4）飲用井戸等の水質異常に関する業務

生活衛生課職員【情報分析班】は市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）等から飲用井戸（小規模受水槽水道を含む）の水質異常の発生、又は食品監視担当課等から、これらの施設が原因であることが疑われる食中毒又は感染症の発生などの健康危機情報を入手した場合には業務 1-（1）①、②に準じて対応する。

業務 1-（5）関連マニュアルのチェック業務

生活衛生課職員【情報分析班】は一連の初期対応（情報管理業務）に関して保健所、自治体等の関連するマニュアルとの確認業務を早期に必ず行う。その際に健康危機管理研究班作成の危機管理チェックシートの使用が推奨される。

*危機管理チェックシート…厚生労働科学研究 藤本眞一班（平成 14 年度）作成

『保健所が使用する健康危機管理チェックリスト（健康危機・発生時）』、北川定謙班（平成 19 年度）作成『具体的評価指標・評価基準の表《評価シート完成版》』等

業務 2…関係機関への伝達（連携）業務

保健所生活衛生課長【情報管理官】は業務 1-（1）～（4）で入手した情報について、県庁はもとより当該情報に基づく対応が想定される地域内（保健所管内）連携機関及び県の機関に対し、速やかに当該情報を伝達するとともに、情報交換を密接に行う。また業務 1-（3）、（4）で入手した健康危機情報（食中毒、感染症）は規模の大小にかかわらず、県庁主管課（食中毒、感染症担当課）とともに部局内の水道担当課（薬務水道課等）にも必ず同時に情報提供しておくことが重要である。

業務 3…試験研究機関等からの情報収集業務

保健所生活衛生課職員【情報分析班】は業務 1-（1）～（4）で入手した情報について、健康危機の程度を判断するために必要がある場合は、地域内連携機関（医療機関、消防、警察）及び県庁主管課、地方衛生研究所等から情報を収集する。

業務 4…対応方針（初動）の決定業務

初動期の対応方針（初動方針）は所内対策会議開催のうえ保健所長【合同指揮所最高責任者、コマンダー】が決定し、県庁主管部局（水道担当課長等）に報告する。その際、「現時点で極めて重大な健康危機（例えば NBC 事故・テロ、一類・新感染症）の可能性の有無」についてのチェックは必ず行う（可能な範囲で良い）。

業務 5・・・保健所内体制（役割分担）の初動時確認業務

保健所長【合同指揮所最高責任者、コマンダー】は生活衛生課長【情報管理官、連携管理官（副）】の他、総務課長【連携管理官、安全危機管理官（副）】、健康担当課長【安全危機管理官】を各部門の責任者として指名する。

生活衛生課長【情報管理官、連携管理官】は【情報分析班】、【通信配備班】、【情報記録班】の各班員及び責任者【班長】を指名し、その役割分担を明確にする。

業務 6・・・原因究明（検体採取）と健康被害の発生及び拡大防止業務

保健所生活衛生課長【情報管理官】は市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）と連携して原因究明にあたる。

生活衛生課長【情報管理官】は重大な健康被害が発生した場合又は発生の恐れがある場合、総務課長【連携管理官】、健康担当課長【安全危機管理官】の協力のもと市町村（水道事業者【現場活動・担当官】、保健部局）と緊密に連携し、必要に応じて現地に職員を派遣し、情報の収集、健康被害の発生及び拡大防止に努める。その際、必要なら検体採取も実施し、採取検体は保健所検査室、地域内検査機関及び地方衛生研究所等と連携して取り扱う。

保健所長【合同指揮所最高責任者、コマンダー】は市町村長と連携し、一方で県庁、地方衛生研究所との連携を密にし（情報交換）、被害拡大防止に努める。

業務 7・・・患者状況把握と医療確保業務

保健所総務課長【連携管理官】及び健康担当課長【安全危機管理官】は生活衛生課長【情報管理官】と共に医師会、基幹病院、消防等と連携して医療の確保に努め、一方で正確な患者発生状況の把握に努める。特に災害弱者、特殊治療患者に対してはこれらの機関に加え市町村の保健部局との連携を十分にとることが必要である。

業務 8・・・対応窓口業務（住民対策、マスコミ対策）

飲料水に関する健康危機情報の提供に係る対応の窓口は一本化し、生活衛生課長【情報管理官】及び生活衛生課長の指定する職員（課長対応不可の場合）とする。

業務 9・・・災害時における対応業務

災害時においては関連する保健所業務の全てを、速やかに災害体制へ移行させ県の地域防災計画（保健所は県災害対策本部の地域支部内で保健医療班等に位置付けられる）等に基づき対応する。その際、市町村防災計画上での水道事業者【現場活動・担当官】の位置付け・役割を常に念頭に置き、スムーズな連携のもとに危機管理を進める必要がある。

業務 10・・・危機全体の総括に関する業務（情報・記録の確認、一連の行政措置の確認）

一連の危機管理の総括は保健所長【合同指揮所最高責任者、コマンダー】のもと、生活衛生課長【情報管理官】と市町村（水道事業者【現場活動】・担当官）が中心となり、地域内の連携各機関に加え、必要により県庁、地方衛生研究所の他、外部の専門家の参加した形をとり、原因特定、危機再発防止体制等を中心に協議する。

II. 市町村（水道事業者）：危機管理の現場拠点

健康危機が発生し、又は発生の恐れがある場合、市町村は管轄の保健所と連携し、その指導のもと個々の具体的な対策、対応を迅速かつ適切に行う必要がある。

業務1・・・管轄保健所への情報提供業務

市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）は、管内で発生した、飲料水の汚染が原因となる健康危機の情報を、その規模の大小にかかわらず、速やかに管轄の保健所生活衛生課職員【情報分析班、通信配備班、情報記録班】に報告する。実際に健康被害が確認された場合には直ちに保健所生活衛生課長【情報管理官】に報告する。

業務2・・・情報収集及び改善措置業務

市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）は、客観的な情報の収集に努め、適切な改善措置を講じ、その都度（時系列で）保健所生活衛生課職員【情報分析班】に報告し、確認（必要な場合は指導）を受ける。

業務3・・・応急給水にかかる業務

市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）は、給水不能になる恐れの有無及びそれを回避するために必要となる応急給水量及び期間について速やかに判断し、必要な場合には協定締結中の他自治体さらに広域の自治体（保健所を通して）に応援を要請する。

業務4・・・管轄保健所との合同対策本部たちあげ業務

市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）は、危機が市町村の対応能力を明らかに超えていると判断すれば、危機管理の初めから管轄保健所と合同対策本部【合同指揮所】をたちあげ、保健所生活衛生課長【情報管理官】の指揮下に入ることが必要である。

業務5・・・医療機関、医師会への連絡業務

状況により管轄保健所の健康担当課長【安全危機管理官】が当業務を実施する可能性もある。

業務6・・・消防、警察への連絡業務

市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）は、健康被害があれば、規模の大小にかかわらず警察、消防に一報を入れる必要がある。健康被害がない場合でもテロ、災害等が明らかに否定されない限り一報を入れる必要がある。

業務7・・・原因調査・報告業務

市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）は、原因が単純で解明も容易な危機でも管轄保健所生活衛生課職員【情報分析班】への速やかな報告が必要である。

原因が複雑で解明が困難な危機は、初めから管轄保健所生活衛生課職員【情報分析班】と協働して対応する必要がある。【合同指揮所】

業務8・・・水質検査業務

市町村（水道事業者【現場活動・担当官】）は、水質検査の実施に関して、ルチーンの検査は当然のこととして、管轄保健所の行政検査も念頭に置き、さらに必要があれば保健所を通して地方衛生研究所等にも検査の依頼をする。